

# 木更津市「道の駅」整備事業

## 募集要項

平成 2 8 年 2 月

木 更 津 市



## ＜目 次＞

<b>第1章 総則</b> .....	1
<b>第1節 事業の概要</b> .....	1
1. 事業の目的.....	1
2. 事業の名称.....	1
3. 本事業の対象地.....	1
4. 事業者の業務範囲.....	2
(1) 施設整備に関する業務.....	2
(2) 維持管理に関する業務.....	2
(3) 運営に関する業務.....	2
5. 事業方式.....	3
6. 事業期間.....	3
7. 事業の条件.....	3
(1) 市の財政負担.....	3
①設計に要する費用.....	3
②建設、工事監理及び開業準備に要する費用.....	3
③維持管理業務及び運営業務に要する費用.....	3
(2) 指定管理者の指定.....	4
(3) 事業者の収入.....	4
(4) 施設使用料.....	4
8. 法令等の遵守.....	4
<b>第2章 事業参加の要件</b> .....	5
<b>第1節 事業者の募集及び選定方法</b> .....	5
<b>第2節 本事業の参加資格</b> .....	5
1. 事業者の構成.....	5
2. 応募者の参加資格.....	5
(1) 応募者を構成する事業者に共通の参加資格要件.....	5
(2) 設計事業者の参加資格要件.....	6
(3) 建設事業者の参加資格要件.....	6
(4) 工事監理事業者の参加資格要件.....	7
(5) 維持管理・運営事業者の参加資格要件.....	7
(6) 維持管理・運営事業者への期待.....	7
3. 連帯責任.....	7
4. 本事業に係る参加資格確認基準日.....	7
5. 参加資格要件の喪失.....	7

<b>第3章 事業参加の手続き等</b>	<b>8</b>
第1節 参加意思の表明	8
1. 参加意思表明書等	8
第2節 資料の閲覧・貸出	8
1. 閲覧・貸出場所	8
2. 閲覧・貸出資料	8
3. 閲覧・貸出の手續	8
第3節 募集要項、業務要求水準書及び審査基準書に関する質問受付及び回答	8
1. 質問の方法	9
2. 質問受付期間	9
3. 提出方法	9
4. 質問の回答	9
第4節 提案書類の提出	9
1. 受付期間	9
2. 受付場所	9
3. 提出書類及び部数等	10
<b>第4章 事業者の選定に関する事項</b>	<b>10</b>
第1節 審査の方法及び優先交渉権者の決定	10
第2節 審査結果の通知	10
第3節 契約等の締結	11
1. 基本協定の締結	11
2. 契約の締結	11
3. 維持管理・運営業務に関する契約	11
4. 他の応募者との協議	11
<b>第5章 応募にあたっての留意点</b>	<b>11</b>
第1節 留意点	11
1. 費用の負担	11
2. 提出書類の変更の禁止	11
3. 虚偽の記載をした場合	12
4. 使用言語及び単位	12
5. 著作権等	12
6. 特許権等	12
7. 資料の公開及び取扱い	12
(1) 資料の公開	12
(2) 資料の取扱い	12
8. 応募者が一者であった場合の取扱い	13

9. 応募の辞退.....	13
10. その他.....	13
<b>第6章 事業スケジュール.....</b>	<b>14</b>
<b>第7章 選定事業者の責任の明確化.....</b>	<b>15</b>
第1節 基本的な考え方.....	15
第2節 予想されるリスクと責任分担.....	15
第3節 その他.....	15
<b>第8章 その他.....</b>	<b>16</b>
<b>別表 本事業で想定されるリスクと分担.....</b>	<b>17</b>

本募集要項は、木更津市（以下「市」という。）が、木更津市「道の駅」整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）の募集に関し、提案の募集、提案の審査、優先交渉権者の選定及び契約の締結等の諸手続きについて定めるものである。

なお、本募集要項は、本事業の実施方針、業務要求水準書及び審査基準書と一体をなすものである。

## 第1章 総則

### 第1節 事業の概要

#### 1. 事業の目的

本事業は、計画期間を平成27年度から平成30年度とする市の基本計画「きさらび未来活力創造プラン」に沿って、広域道路ネットワークの結節点である地理的優位性と、地域資源の発掘・活用及び魅力の発信を通じて、周辺地域や東京湾岸都市等との交流・連携を推進し、地域のにぎわいの創出をめざすことを目的として、新たな広域交流拠点となる「道の駅」（以下「本施設」という。）の整備を図るものである。

本施設は、首都圏中央連絡自動車道木更津東インターチェンジと国道410号バイパスが接続する交通利便性の優れた事業対象地において、道路利用者への良質で付加価値の高い休憩機能を提供するとともに、農業振興や観光振興等、地域の活性化に貢献する交流拠点として整備するものであり、地元農林水産物の販売や食の提供をはじめとした本施設への確実な誘導はもちろん、本施設を核として、地域が有する豊かな自然との触れ合いや、地域資源と有機的に連携した農業体験・観光体験の実施等、地域への直接誘導を図ることを目的とするものである。

また、都心への近接性を生かした「東京から一番近い田舎」をキーワードに、地元農林水産物の付加価値の向上に向けて、生産と需要を結びつけた都市と農村の交流促進による流通・販路の多様化や、地域ブランドの確立、地産地消の推進等を図ることにより、地域経済循環の促進や雇用の創造も期待される。

さらには、「道の駅」に対する災害時の防災機能向上への期待が全国的に高まりを見せる中、本施設においても災害時における道路利用者や地域住民等の一時避難場所として、避難者の受入や生活支援、情報の収集・提供等の役割も期待される。

#### 2. 事業の名称

木更津市「道の駅」整備事業

#### 3. 本事業の対象地

本事業の対象地は次のとおりである（添付資料1「敷地現況図」参照）。

・事業予定地	木更津市下郡字杉戸地内
・敷地面積	9, 488 m <sup>2</sup>
・用途地域	市街化調整区域
・土地の所有	国、県、市
・基準建蔽率	60%
・基準容積率	200%

#### 4. 事業者の業務範囲

事業者は、次の業務を行う。

##### (1) 施設整備に関する業務

- ① 設計業務（本事業に係る工事の設計並びに必要な調査、申請及び届出）
- ② 建設業務（本事業に係る工事並びに必要な調査、申請及び届出）
- ③ 工事監理業務（本事業に係る工事監理）
- ④ 開業準備業務（本施設の開業に必要な準備）

##### (2) 維持管理に関する業務

- ① 建物保守管理業務（日常点検、定期点検、保守、修繕）
- ② 建築設備保守管理業務（日常点検、定期点検、保守、運転・監視、修繕）
- ③ 清掃業務（建物及び敷地内の清掃）
- ④ 土木・外構施設維持管理業務（日常点検、定期点検、保守、修繕）

##### (3) 運営に関する業務

###### 【運営に関する事項】

- ① （仮称）情報発信・観光案内センター運営業務
- ② 地域振興施設運営業務
- ③ 広報業務
- ④ 総務業務
- ⑤ 安全管理・警備業務
- ⑥ 自動販売機の管理業務
- ⑦ 地域振興業務（農業振興、観光振興等）
- ⑧ 事業者の自由提案による自主運営事業

###### 【マネジメントに関する事項】

- ① 本事業全体の統括業務
- ② 財務業務
- ③ 市及び「（仮称）木更津市道の駅活性化協議会」との定期的な協議・調整業務

## 5. 事業方式

本事業は、公共施設等の管理者である市が事業者と締結する本事業の実施に係る契約に従い、施設整備に係る資金調達は市が行い、事業者が施設整備を行った後、維持管理・運営業務を行う、いわゆるDBO（Design Build Operate）方式により本事業を実施する。

## 6. 事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者の間で締結する本事業の実施に関する契約の締結日から平成44（西暦2032）年3月31日までの期間とする（維持管理・運営業務の期間について、概ね15年間を予定している）。

ただし、事業期間中の維持管理及び運営業務が効果的・効率的かつ安定的に行われている場合には、新たな事業計画等を審査した上で継続できるものとする。

## 7. 事業の条件

### （1）市の財政負担

#### ① 設計に要する費用

本施設の設計業務に要する費用については、市が本業務に関する事業契約を締結した事業者に対して支払う。

なお、本業務に係る市の財政負担は、2千8百万円を上限とする。

#### ② 建設、工事監理及び開業準備に要する費用

本施設の建設業務、工事監理業務及び開業準備業務に要する費用については、市が本業務に関する事業契約を締結した事業者に対して支払う。

なお、本業務に係る市の財政負担は、4億7千万円を上限とする。

#### ③ 維持管理業務及び運営業務に要する費用

本施設の維持管理業務及び運営業務に要する費用については、市が本業務に関する契約を締結した事業者に対して、指定管理料として事業期間を通じて定期的に支払う。

なお、本業務に係る市の財政負担は、木更津市議会の議決をもって決定するものとし、本業務に関する契約の締結は、平成29年度を予定している。

※本募集要項は、事業者からの企画提案をもとに、本事業を実施する事業者の優先交渉権者を決定するものである。

なお、上記②の業務に係る契約締結は、木更津市議会の議決を経て、平成28年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提条件であることから、契約に至らなかった場合でも、市はその損害賠償の責は負わない。

また、上記③の業務に係る指定管理料については、本施設を常に衛生的で快適な環境に維持するための清掃や警備等の経常的に係る費用に対して支払うものであり、年額3千万円程度を上限に想定している。



## (2) 指定管理者の指定

市は、本施設を地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設とし、維持管理・運營業務にあたっては、関係法令等に定めるところにより所定の手続きを経て、事業者を指定管理者として指定する予定である。

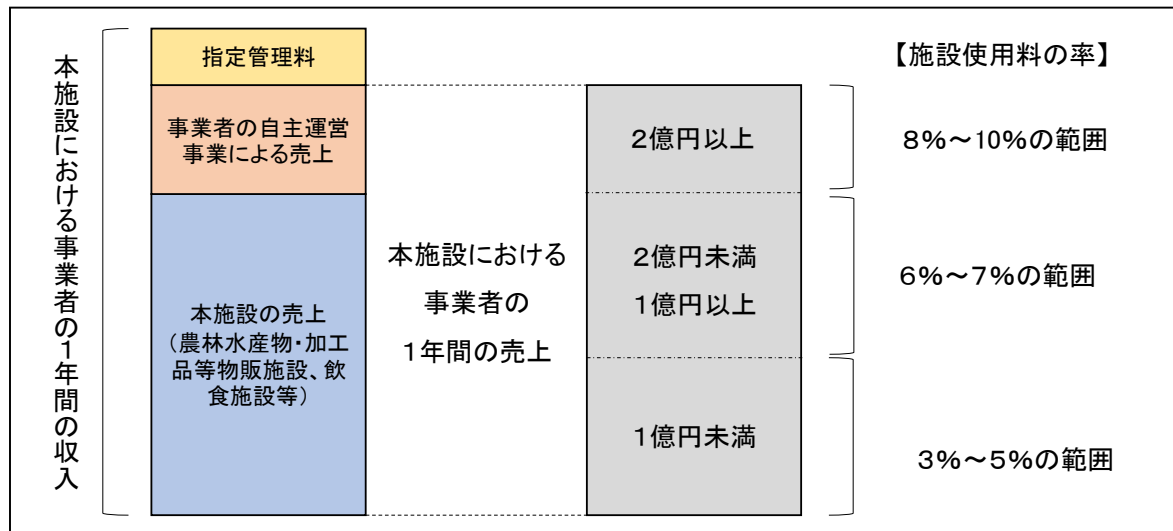
## (3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のものから構成される（上記、市の財政負担を除く）。

- ① 事業者は、本施設（農林水産物・加工品等物販施設、飲食施設等）の運營業務の売上を収入とすることができる。
- ② 事業者は、自由提案による自主運營業務により得られる対価を収入とすることができる。

## (4) 施設使用料

本事業において、市は事業者との契約に基づき、施設使用料として維持管理・運營業務に関する事業契約の期間中、本施設の年間売上額（上記、市の財政負担を除く）の一部（10%を上限とし、売上額の段階に応じて率を変動することを想定。詳細については、優先交渉権者との協議の上、契約等の締結により決定するがイメージを下記に示す。）を毎年度、事業者から徴収することを想定している。



## 8. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等）等を遵守しなければならない。

## 第2章 事業参加の要件

### 第1節 事業者の募集及び選定方法

本事業は、長期間にわたり効率的・効果的なサービスを提供するために、本施設に係る設計、建設、維持管理・運營業務の各業務を一括して事業者に委託するため、事業者の有する能力、ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定は、「公募型プロポーザル方式」とする。

### 第2節 本事業の参加資格

#### 1. 事業者の構成

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）の構成については、次のとおりとする。

- ① 応募者は、「第1章 第1節 4. 事業者の業務範囲」に掲げる業務を実施することを予定する単独事業者又は複数の事業者によって構成されるグループであること。
- ② 複数事業者のグループにより構成される場合は、応募者を構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が応募手続を行うこと。
- ③ 応募にあたり、応募者を構成する事業者それぞれが、「第1章 第1節 4. 事業者の範囲」に掲げる業務のうち、いずれかを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。
- ④ 応募者を構成する事業者の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに限り、応募者を構成する事業者を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、その事情を検討の上、市が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 応募者を構成する事業者のいずれかが、他の応募者を構成する事業者でないこと。

#### 2. 応募者の参加資格

##### (1) 応募者を構成する事業者に通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 提案書の提出期限までの間に、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 「木更津市道の駅整備事業に係る事業者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。
- ⑤ 木更津市内に事業所を有していること。ただし、現に事業所を有していない事業者は、本事業を遂行するために、開設時まで市内に本店、支店、事業所等を設置すること。

## （２）設計事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、設計業務を実施する者は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ② 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に設計が完了した延面積500㎡以上の類似施設の基本設計及び実施設計（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が200㎡以上とする。）の実績を有していること。
- ③ 設計業務を設計の建設事業者が分担して行う場合にあつては、いずれの事業者においても上記①を満たしていること。②については、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

## （３）建設事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、建設業務を実施する者は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設事業者は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が750点以上であること。
- ③ 平成17年4月1日以降に完成した、延床面積500㎡以上の類似施設の施工実績があること。
- ④ 建設業務を複数の建設事業者が分担して行う場合にあつては、いずれの事業者においても上記①を満たしていること。②及び③については、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

## （４）工事監理事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、工事監理業務を実施する者は、次の①から②までの要件を満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- ② 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に完成した床面積500㎡以上（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が200㎡以上とする。）の類似施設の建築一式について工事監理を行った実績を有していること。

#### **（5）維持管理・運営事業者の参加資格要件**

応募者を構成する事業者のうち、維持管理・運営業務を実施する者は、次の①から②までの要件を満たさなければならない。

- ① 維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ② 維持管理・運営業務を複数の事業者が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理・運営事業者においても上記①を満たしていること。

#### **（6）維持管理・運営事業者への期待**

上記の参加資格要件のほか、維持管理・運営事業者には、以下の事項について期待する。

- ① 優れた企画力・実行力を有すること。
- ② 本施設の魅力向上に向け、地域の素材を生かした独自の商品開発や販路の開拓等の6次産業化の事業展開が可能なこと。
- ③ 地域に開かれた愛される施設となるよう、居心地の良い交流空間の提供や地元食材の積極的な活用、郷土食の提供等を通じて、地域との良好な関係を構築すること。

### **3. 連帯責任**

グループを構成する全事業者は、本事業に係る事業の執行を保証するため、本事業の完遂を確実にする責任を連帯して負うものとする。

### **4. 本事業に係る参加資格確認基準日**

本事業に係る参加資格確認基準日は、第一次（資格）審査書類受付の日とする。

### **5. 参加資格要件の喪失**

単独事業者又はグループ構成事業者が、参加資格要件について、参加資格確認基準日の翌日から、市と基本協定を締結するまでの間において、当該要件を満たさなくなった場合、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

## 第3章 事業参加の手続き等

### 第1節 参加意思の表明

#### 1. 参加意思表明書等

応募者は、「参加意思表明書」（別紙様式2-1）、「グループ構成員及び役割分担表」（別紙様式2-2）及び「委任状」（別紙様式2-3）を下記期日までに市に提出するものとする。

- ・「参加意思表明書」等の提出期限：平成28年2月26日（金）

### 第2節 資料の閲覧・貸出

#### 1. 閲覧・貸出場所

木更津市経済部農林水産課（木更津市役所 駅前庁舎8階）  
〒292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1

#### 2. 閲覧・貸出資料

番号	資料名称
1	「道の駅」等交流拠点整備構想策定業務報告書（平成23年度）
2	道の駅等交流拠点整備基本設計等業務報告書（平成24年度）
3	道の駅等交流拠点管理運営検討業務報告書（平成25年度）
4	道の駅等交流拠点管理運営検討業務報告書（平成26年度）
5	道の駅等交流拠点整備に関する調査業務委託報告書（平成26年度）

#### 3. 閲覧・貸出の手続

上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する事業者は、事前にファックス又は電子メールにより、「閲覧・貸出申請書」（別紙様式1-1）提出し、閲覧・貸出が可能かどうか市に確認することとする。

### 第3節 募集要項、業務要求水準書及び審査基準書に関する質問受付及び回答

募集要項、業務要求水準書及び審査基準書（以下「募集要項等」という。）に関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

#### 1. 質問の方法

「募集要項等に関する質問表」（別紙様式1-2）に質問の内容を簡潔にまとめて記載し、市に提出することとする。

#### 2. 質問受付期間

平成28年2月12日（金）から平成28年3月4日（金）日までの午前9時00分から午後5時00分までとする（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

#### 3. 提出方法

ファックス又は電子メールにより上記「募集要項等に関する質問表」（別紙様式1-2）を提出することとし、電話による質問は受け付けないこととする。

なお、電子メールによる場合は、電話にて着信を確認すること。

#### 4. 質問の回答

質問の回答は、当該質問者のほか、上記「参加意思表明書」等を提出した全ての事業者（グループの場合は代表事業者）に対して書面により行うとともに、市公式ホームページを通じて公表する。

ただし、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問に関しては、当該質問者のみに回答するものとする。

### 第4節 提案書類の提出

応募者は、以下のとおり本事業に係る提案書等の必要書類を持参し提出するものとする。  
なお、グループの場合は、代表事業者が持参し提出するものとする。

#### 1. 受付期間

平成28年2月29日（月）から平成28年4月12日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までとする（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

#### 2. 受付場所

木更津市経済部農林水産課（木更津市役所 駅前庁舎8階）

〒292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1

### 3. 提出書類及び部数等

応募時に提出する書類及び部数等は、別添「様式及び記載要領」のとおりとする。  
なお、提出先は下記のとおりとする。

#### 【応募書類提出先】

木更津市経済部農林水産課（農林調整担当） 担当：岸、野村

〒292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1

木更津市役所 駅前庁舎 8階

電話：0438（23）8445

FAX：0438（23）0075

E-mail：[nousui@city.kisarazu.lg.jp](mailto:nousui@city.kisarazu.lg.jp)

## 第4章 事業者の選定に関する事項

### 第1節 審査の方法及び優先交渉権者の決定

応募者が提出した提案書等の審査は、選定委員会が、別に定める本事業の審査基準書に基づき、提案内容・提案価格、応募者へのヒアリング等の総合的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定するとともに、その結果を木更津市長（以下「市長」という。）に報告する。

市長は、選定委員会からの審査結果の報告を参考に、優先交渉権者となる事業者を選定する。

なお、選定委員会は、提案内容等について確認が必要な場合は、応募者に対して個別にヒアリング又は実地調査を実施することがある。その場合においては、事前に応募者（グループの場合は代表事業者）に通知することとする。

### 第2節 審査結果の通知

審査の結果は、応募者に文書で通知する（グループの場合は代表事業者）とともに、市公式ホームページを通じて公表する。

## 第3節 契約等の締結

### 1. 基本協定の締結

市は、審査の結果、優先交渉権者となった事業者と本事業の実施に係る協議を行い、協議が整った場合は、選定事業者として決定し、基本協定を締結する。

### 2. 契約の締結

市は、基本協定の締結後、契約内容に関する協議が成立した場合、次の契約を締結するものとする。

- ① 設計業務委託契約
- ② 建設工事請負契約（建築、電気設備、機械設備、外構等）
- ③ その他必要となる契約

### 3. 維持管理・運營業務に関する契約

市は、基本協定の締結後、優先交渉権者（グループの場合は代表事業者）を木更津市議会の議決を経て指定管理者に指定した後、本施設の維持管理・運營業務に関する契約を締結する予定である。

### 4. 他の応募者との協議

基本協定の締結後、市と優先交渉権者との契約内容に関する協議が成立しない場合又は契約締結までに優先交渉権者若しくはその構成事業者のいずれかの者が事業参加の要件を欠いた場合、市は他の応募者と協議を行うこととする。

その場合、協議を行う応募者は、選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が選定する。

## 第5章 応募にあたっての留意点

### 第1節 留意点

#### 1. 費用の負担

応募に関し必要となる費用は、応募者の負担による。

#### 2. 提出書類の変更の禁止

応募にあたって提出した書類の内容については、提出締切日以降の変更は認められない。



### 3. 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その応募は無効とする。

### 4. 使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

また、通貨単位は円に限る。

なお、提案価格の算出にあたっての消費税及び地方消費税率は8%とし、事業期間中の物価変動率は見込まないものとする。

### 5. 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。

ただし、市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で 사용할 ことができることとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出種類については、事業者の選定後、当該提出書類を提出した応募者に確認の上、返却することを基本とする。

### 6. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

### 7. 資料の公開及び取扱い

#### (1) 資料の公開

市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した事業者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については市と各応募者との間で協議する。

#### (2) 資料の取扱い

応募者から提出された提出資料（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）は、目的以外には使用しない。

また、応募者から提出された提出資料（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

## 8. 応募者が一者であった場合の取扱い

応募者が一者であった場合でも、審査基準書に従い提案書等の審査を行い、提案内容が業務要求水準書を満たし、選定委員会が適当と判断した場合、その旨を市長に報告する。

市長は、選定委員会からの報告をもとに、その事業者を優先交渉権者として選定するかを決定する。

## 9. 応募の辞退

応募を辞退する場合（グループの場合は代表事業者）は、「応募辞退届」（別紙様式3-7）を市まで直接持参することとする。

また、辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な扱いはない。

## 10. その他

本事業の提案にあたって応募者は、業務要求水準書に示す条件を満たす提案書を作成することとし、作成にあたっては具体的な根拠を可能な限り示すこととする。

## 第6章 事業スケジュール

事業者選定から供用開始（開業）までのスケジュールを以下のとおり予定している。

事業内容	スケジュール（予定）
本事業に係る募集要項等の公表	平成28年2月12日（金）
参加意思表明書等提出期限	平成28年2月26日（金）
募集要項等に対する質問受付	平成28年2月12日（金） ～ 平成28年3月4日（金）
資料の閲覧期間	平成28年2月12日（金） ～ 平成28年3月31日（木）
募集要項等に対する質問回答期限	平成28年3月11日（金）
提案書類の提出期間	平成28年2月29日（月） ～ 平成28年4月12日（火）
応募者のプロポーザル（ヒアリング）開催	平成28年4月下旬
選定委員会（第2回）開催 優先交渉権者の決定及び審査結果の市長への報告	平成28年4月下旬
優先交渉権者の決定	平成28年4月下旬
基本協定締結 設計業務委託契約締結	平成28年5月頃
建設業務請負契約締結	平成28年9～10月頃
維持管理・運営業務委託契約締結	平成29年度上期
本施設の引渡し	平成29年秋頃
供用開始（開業）	平成29年秋頃

## 第7章 選定事業者の責任の明確化

### 第1節 基本的な考え方

本事業における整備後の管理・運営上の責任は、選定事業者が負うものとする。

ただし、本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスをライフサイクルコストの削減に努めつつ効率的・効果的に提供することをめざすものであるため、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、選定事業者と協議の上、市がその責を負う。

### 第2節 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、別表のとおり想定するが、詳細については基本協定書及び契約で定めるものとする。

### 第3節 その他

本募集は、本事業を実施する事業者の優先交渉権者決定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、基本協定及び契約等の締結に向けては、市と選定事業者との間で協議を行い、双方合意に至った場合に締結を行うものとする。

## 第8章 その他

募集要項等の内容に変更が生じた場合は、参加意思表明書等を提出した事業者（グループの場合は代表事業者）に速やかに連絡するとともに、変更後の募集要項等については、速やかに市公式ホームページを通じて公表する。

別表 本事業で想定されるリスクと分担

市と事業者のリスク分担は、次表による。

リスク項目		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	図書リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	応募コストリスク	応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク	市の責めに帰すべき事由により事業契約が結べない等	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が結べない等		○
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	近隣対応リスク	本事業そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令等の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	債務不履行リスク	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行リスク		○
	物価変動リスク	工事費等に係るインフレ、デフレ		○
		維持管理・運営費に係るインフレ、デフレ(※1)	○	○
	本事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示、市の債務不履行によるもの	○	
事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの			○	
第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○	
	上記以外の要因によるもの	○		
不可抗力リスク	天災、暴動の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等(※2)	○	○	

※1：一定の範囲の物価変動は事業者が負担する。

※2：不可抗力の場合、事業者は一定の割合若しくは一定の額を負担する。

設計段階	設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事の目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合		○
維持管理・運営段階	利用者変動リスク	物販施設、飲食施設、自主事業の利用者数の変動による収入の増減に関するリスク		○
	計画変更リスク	市による事業計画の変更に関するリスク	○	
	施設劣化リスク	事業者の責めに帰すべき事由（適切な維持管理御業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するリスク		○
	維持管理・運営コストリスク	事業者の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営開始遅延リスク	事業者の責めに帰すべき事由による開設（開業）時期の遅れ		○
性能リスク	要求水準の不適合		○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	